

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成29年8月中旬から9月中旬までの間、周南市大字大河内55番3の共同墓地内において、隣接する市有地に自生していた樹木が倒れ、共同墓地内の墓石1基（損害賠償の相手方所有）に当たり、当該墓石が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥464,400-

2 専決処分の年月日

平成30年1月31日

(参 考)

事 故 状 况 図

